

道路運送法第 20 条第 2 号の一般乗用旅客自動車運送事業の  
営業区域外旅客運送について

【協議事項】

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。）第 20 条第 2 号に基づき、鶴岡市大山を会場として行われる大山新酒・酒蔵まつりの来場者の移動手段を確保するために、鶴岡市全域のタクシー事業者による稼働が可能となるよう営業区域外旅客運送の必要性を認める。

① 営業区域外旅客運送の必要性

鶴岡市内のタクシー事業の営業区域は、「鶴岡市」、「東田川郡（旧東田川郡藤島町・羽黒町・櫛引町・朝日村の区域）」、「西田川郡（旧西田川郡温海町の区域）」と合併前の旧市郡で分かれている。

大山新酒・酒蔵まつりには、毎年市内外から多数の来場者がおり、飲酒した参加者に対する移動手段が課題であることから、営業区域としての「鶴岡市」を保有していない事業者へも臨時的に営業区域外運送を認めることで、観覧者の移動の足の確保を図るものである。

② 営業区域外旅客運送の対象となる地域

鶴岡市全域

③ 営業区域外旅客運送を行う事業者

事業者名	事業者住所
落合自動車(株)	鶴岡市下名川字落合 6 番地
温海温泉観光自動車(株)	鶴岡市湯温海甲 80 番地

④ 営業区域外旅客運送を行う期間

大山新酒・酒蔵まつり実行委員会が企画する大山新酒・酒蔵まつりを実施する日

⑤ 次年度以降の協議について

大山新酒・酒蔵まつり実行委員会より必要事項を記載した要請書が協議会の事務局を通して委員に事前に提出された場合、協議が調ったものとする。

⑥ その他必要な事項

タクシー事業者に追加変更がある場合は、東北運輸局長の承認を受けてから運送を行う。

令和7年12月5日

鶴岡市地域公共交通活性化協議会 御中

第31回大山新酒・酒蔵まつり実行委員会  
実行委員長 菅原 成規

第31回大山新酒・酒蔵まつりにおける帰り時に係るハイヤー  
確保について（依頼）

日頃より、大山新酒・酒蔵まつりの開催・運営につきまして、ご理解 ご協力を頂き厚く  
お礼申し上げます。

大山新酒・酒蔵まつりにおいて、大変多くのお客様が来場することから帰りに対する多様な移動手段の  
確保が課題と捉えております。

つきましては、大山新酒・酒蔵まつり終了後の帰りに備え来場者の移動手段の確保をはかるため、十分  
なハイヤー台数の供給について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 第31回大山新酒・酒蔵まつり
2. 開催日時 令和8年2月21日（土） 11時～16時
3. 会場 大山地内振る舞い酒会場（大山4酒蔵、大山コミセン・出羽商工会 他）
4. 用途 開催会場からの帰りの来場者に係るタクシー
5. 大山新酒・酒蔵まつり概要 発行チケット枚数1750枚 来場者1750人

以上

《問い合わせ》

第31回大山新酒・酒蔵まつり実行委員会  
(出羽商工会本所内) 担当:長澤・堀井  
電話 (0235) 33-2117